

自動超音波洗浄装置等（サクラ精機社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における自動超音波洗浄装置等（サクラ精機社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり仕様書を定める。

記

1 対象機器及び数量

- | | |
|---|----|
| (1) 高圧蒸気滅菌装置（V S C R - G 1 5 W） | 3台 |
| (2) R O水製造装置（S M - 4 1 R O） | 1台 |
| (3) 酸化エチレンガス滅菌装置（Σ II E R - G 1 5 W） | 1台 |
| (4) 洗浄滅菌装置（ウォッシャーステリライザーΣ II W V - H 0 6） | 1台 |
| (5) ガスエアレーター（Σ II E G F R - G 1 5） | 1台 |

2 設置場所（主たる場所）

京都市中京区壬生東高田町1番地の2
京都市立病院

3 契約期間

契約日～平成31年3月31日

4 契約条件

(1) 業務内容

- (1) 乙は、契約期間中、常に契約機器を良好に使用できる状態を維持するため、年2回の定期保守点検（性能検査時点検を含む）を行うこと。
- (2) 乙は、契約機器の故障等について連絡があった場合には、速やかに点検、調整、修理等を行うこと。

(2) 実施要領

ア 定期保守点検は、乙の点検表様式（甲乙で内容を確認する）に基づき実施すること。

イ 乙は、点検実施予定及び点検内容について、毎年度4月末までに甲の指定する部署へ書面で提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう、甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。

ウ 乙は、保守点検等終了後速やかに乙の所定の様式により、実施結果の報告書を甲の中央材料室へ提出すること。

エ 本業務を実施するに当たっては、薬事法に基づき医療用具専業修理業許可を得し、薬事法施行規則に基づく第3区分の医療用具修理業責任技術者講習を終了した者が行うこと。

(3) 支払条件

委託料は、各年度の半期終了毎に、当該年度相当分の委託料を二分割した額を、乙の請求により、甲が支払うものとする。

なお、定期交換消耗品を除く消耗品及び交換部品に係る費用は、本契約に含まないものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。